

Title	先住民を巡る国境と境界の歴史的考察：アメリカ合衆国による「ボーダーランズ」先住民集団の非「認定」問題
Author(s)	岩崎, 佳孝
Citation	パブリック・ヒストリー. 2020, 17, p. 1-11
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/76009
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

先住民を巡る国境と境界の歴史的考察

アメリカ合衆国による「ボーダーランズ」先住民集団の非「認定」問題

岩崎佳孝

1 はじめに

北米大陸の先住民は本来、われわれが想起するような「ボーダー (border)」の無い、あるいはそれが適宜変容する世界に生きていた。しかし、15 世紀以降大陸に大挙侵入したヨーロッパ人が建設した植民地国家の「ボーダー (国境)」と、それによってもたらされた各人の「ボーダー (境界)」は、その世界を一変させた。

それによって生じた負の影響を今なお受け続けている先住民集団のひとつが、アメリカ合衆国モンタナ州に居住する、合衆国に「認定」されていない先住民集団「リトル・シェル・トライブ・オブ・チピワ・インディアンズ (Little Shell Tribe of Chippewa Indians, 通称「リトル・シェル・バンド [Little Shell Band]、以下 LST)」である (写真 1)。



写真 1

リトル・シェル (現在 LST によって推進されている言語教育プログラムのポスターより)

2019 年 3 月、グレッグ・ジアンフォート (Greg Gianforte) モンタナ州選出民主党議員主導の下、「2019 年リトル・シェル・トライブ・オブ・チピワ地位回復法 (Little Shell Tribe of Chippewa Restoration Act Of 2019)」(H.R.297) が合衆国下院を通過した。さらに 6 月に同法は、ジョン・テスター (Jon Tester) 同州選出民主党議員および同じく同州選出共和党議員スティーブ・デイ

ズ (Steve Daines) 主導の下、「2020 年会計年度国防権限法 (National Defense and Authorization Act for Fiscal Year 2020, NDAA)」に盛り込む形 (S.1790, S.51) で上院を通過した。現在 (2019 年 11 月) トランプ大統領の署名を待つのみとなっているこの法案は、合衆国内に居住する先住民集団 LST の「認定」と保留地の獲得にむけた運動における、約 130 年ぶりの進展である。⁽¹⁾

LST は 19 世紀末、カナダ国境に接するノース・ダコタ州の「タートル・マウンテン・チピワ保留地 (Turtle Mountain Chippewa Reservation, 以下 TMC 保留地)」(図 1) から放逐された先住民集団である。2019 年現在の成員 5300 名はカナダ国境沿いの合衆国諸州やカナダ中央部にも住むが、その多くはモンタナ各都市の周縁スラム、特にグレート・フォールズ (Great Falls) 近郊のヒル 57 (Hill 57) に居住する。大多数は低収入労働者階級であり、失業率は州平均 3.7% の 2～3 倍におよび、合衆国内で困窮する「都市インディアン (Urban Indian)」の象徴的存在とみなされている。⁽²⁾

LST は合衆国非認定先住民集団として、「土地無しインディアン (Landless Indians)」 「ごみ溜

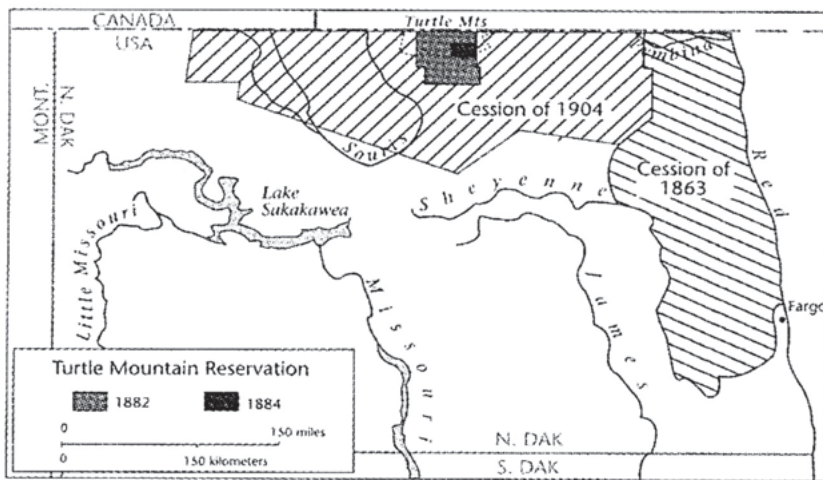


図 1 TMC 保留地

Gerhard J. Ens, "After the Buffalo: The Reformation of the Turtle Mountain Métis Community, 1879-1905," in *New Faces of the Fur Trade: Selected Papers of the Seventh North American Fur Trade Conference Halifax, Nova Scotia, 1995*, eds. by Jo-Anne Fiske, Susan S. Smith, and William Wicken, (East Lansing: Michigan State University Press, 1998), 139.

- (1) "A proud day": Little Shell Chippewa Tribe moves closer to Federal recognition," *Native News*, June 27, 2019; Gabriel Furshong, "The Struggle of the Little Shell Tribe," *Pacific Standard*, March 23, 2019; Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, *Testimony of the Hon. John Sinclair, President Senate Committee on Indian Affairs: Hearing on Fixing the Federal Acknowledgement Process*, Nov. 4, 2009 2; Natalie McAlpine, "U.S. Senate approves federal recognition of Little Shell Tribe," *Montana News*, June 28, 2019; Jon Tester, "Breaking: Senate Approves Federal Recognition of Little Shell Tribe After Years-long Push by Tester & Daines," Jon Tester Official Homepage, Jun. 27, 2019, https://www.testersenate.gov/?p=press_release&cid=6850 (accessed September 1, 2019).
- (2) "A proud day"; William L. Bryan, Jr., *Montana's Indians: Yesterday and Today*, 2nd ed. (Helena, Montana: American & World Geographic Publishing, 1996), 96-97; Phil Drake, "Little Shell bill clears big hurdle in Senate," *Great Falls Tribune*, Jun. 27, 2019; Verne Dusenberry, "Waiting for a Day that Never Comes," *Montana: The Magazine of Western History* 8, no. 2 (1958), 38, Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, 2-3; McAlpine; Tester.

めインディアン (Trash-can Indians / Garbage-can Indians)」「モンタナ州のホームレス・インディアン (Homeless Indians in the State of Montana)」等と呼ばれ、非先住民は無論のこと、しばしば「認定」を得た他の先住民からも「インディアン」とみなされず、蔑視されてきた。

合衆国 (およびカナダ) で「認定」を得ていない先住民に関する研究は、これまで比較的等閑視されてきた。LST については TMC 研究の中で、あるいはモンタナという地域史の文脈からデューゼンベリー、ブルーマンによるすぐれた研究を生んだ。しかし個々の集団の事例を取り上げた数少ない研究を除き、総括的なものとしてはわずかにミラー、日本では佐藤、岸上によるものを挙げ得るに過ぎない。本稿では非認定先住民問題をこれまで研究の俎上に挙げられることが少なかった視角、すなわち LST がおかれている事態は合衆国の国家建設と国内統治過程において先住民に強要されたふたつの「ボーダー」——隣国カナダとの国境と集団の境界——によってもたらされたものである、という観点から論じてみたい。⁽³⁾

2 合衆国国内先住民の「ボーダー」

「ボーダー」の無い、あるいは不確定な地域をあらわす「ボーダーランド／ボーダーランズ (borderland/borderlands)」⁽⁴⁾ という語は、ハーバート・ユージン・ボルトン (Herbert Eugene Bolton) のスペイン領フロリダとカリフォルニアに関する研究をはじめとする、1920 年代の歴史家達によって初めて定義されたといわれる。ボーダーランズとは、ヨーロッパ人の植民により北米大陸上に各国家の国境が引かれる以前、あるいは場合によっては国境の設置後も越境的に維持され続けた、当該地域の各種集団が互いに優越することのなく、モノ、資本、思想などが往来するコンタクト・ゾーンである。⁽⁵⁾ 北米大陸でボーダーランズと規定されるのは、合衆国建国期のオハイオ河峡谷やミズーリ河峡谷地域、19 世紀中盤以降の合衆国～メキシコ国境等があるが、⁽⁶⁾ 本稿が対象とするのはいわゆる西部フロンティアないしは大平原 (Great Plains) と呼ばれる、合衆国とカナダの西部地域 (以下、米加ボーダーランズ) である。

ボーダーランズの先住民の多くは、北米大陸に生息する野牛バッファロー (アメリカバイ

(3) Dusenberry, 26-39; Mark E. Miller, *Forgotten Tribes: Unrecognized Indians and the Federal Acknowledgement Process* (Lincoln: University of Nebraska Press, 2006); Nicholas C. P. Vrooman, “The Whole Country Was... ‘One Robe’”: *The Little Shell Tribe’s America* (Helena, Montana: Drumlummon Institute, 2012); 岸上伸啓「北アメリカにおけるもうひとつの先住民問題——アメリカとカナダの非公認先住民族」窪田幸子、野林厚志編『「先住民」とはだれか』(世界思想社、2009 年)、134-55 ページ; 佐藤円「連邦承認部族——政府から「部族」と認められることの意義」阿部珠理・編著『アメリカ先住民を知るための 62 章』(明石書店、2016 年)、66-69 ページ。

(4) 研究者によって異同があるが本稿では後者で統一する。

(5) Benjamin Johnson and Andrew R. Graybill, eds., *Bridging National Borders in North America: Transnational and Comparative Histories* (Durham: Duke University Press Books, 2010), 1.

(6) 例えば Alan Taylor, *The Divided Ground: Indians, Settlers, and the Northern Borderland of the American Revolution* (New York: Vintage Books, 2007); Stephen Aron, *American Confluence: The Missouri Frontier from Borderland to Border State* (Bloomington: Indiana University Press, 2006); Jeffrey M. Schulze, *Are We Not Foreigners Here? Indigenous Nationalism in the U.S.-Mexico Borderlands* (Chapel Hill: University of North Carolina Press, 2018) 等を参照。

ソン)を主要な食料・生活資源とし、白人との交易品とした。特に1865年の南北戦争終結、1867年のカナダ自治領成立後の白人の米加ボーダーランズへの流入に伴い、バッファローは西方に移動し続け、先住民もこれを追って五大湖地域から西へと生活・交易圏を拡大していった。LSTはバッファローが1880年代初頭にモンタナ州地域ではほぼ絶滅するまで、これを追い続けた集団のひとつである。

19世紀後半から20世紀初頭に至る時期、合衆国(とカナダ)政府には、国家西域に広がるボーダーランズの統治のため、白人住民の求める土地の確保と定住のための治安の確保という課題があった。そのため北緯48度線が国境として大陸上に「上書き」され⁽⁷⁾、これによって合衆国とカナダに分断されたボーダーランズの先住民の自由な往来は妨げられることになった。それと共に合衆国政府は、条約ないしは合意の締結という手続きによって、各先住民集団に土地を割譲させていった。割譲地は「公有地」として白人市民へ開放され、多くの先住民は「保留地(reservation(米) / reserve(加))」に押し込められていった。これに抵抗する先住民は「野蠻」で「敵対的」な、国内を「放浪」し国家にまつろわぬ民とみなされ、合衆国の場合は陸軍騎兵隊(Cavalry)から追討を受けた⁽⁸⁾。

先住民は基本的に、条約／合意に調印し保留地入居を肯じた時点で「国内」の先住民集団として合衆国に「認定(acknowledgement)」を受け、このことは完全に国内に包摂・統合されたことを意味した。重要な点は、これによってボーダーランズの先住民は、「国内」の特定集団(部族)と、それ以外の「外国」先住民、すなわち「アメリカ」と「イギリス／カナダ」のインディアンに分別されていったことである。すなわち、後述するように本来境界性が曖昧かつ変動する社会に在った先住民に対し、所属する国家および集団の「境界(ボーダー)」が、外部から強制的に、かつ明確に引かれたのである。

現在、合衆国で認定されている先住民は573集団におよぶ⁽⁹⁾(2019年現在)。これらの集団は「国内従属国家(Domestic Dependent Nations)」として、合衆国連邦政府との政府対政府関係、成員規定権も含む保留地における自治権、その他合衆国政府から各種特権・免除・補助金等を認められている。認定の仕方も、歴史的に行われてきた条約／合意や関連法制定によるものに加え⁽¹⁰⁾、1978年以降は主として以下のみつつのプロセスを経るようになっている。それらは①合衆国内務省インディアン連邦認定局(Office of Federal Acknowledgment, OFA)の審査(認定判断の基準となる規定については、本稿末尾の資料1を参照)②連邦議会制定法③連邦裁判所判

(7) 国境線は当初1818年にロッキー山脈まで、そして1846年に太平洋岸まで規定されたが、実効性を付与するための測量は1872-74年に実施された。

(8) 合衆国為政者の「放浪」言説と先住民のボーダーランズ観の対立については拙稿「「内」と「外」の先住民——19世紀後半アメリカ合衆国インディアン政策と先住民集団のカナダ亡命まで」『甲南女子大学研究紀要1』55(2019年3月)、1-9ページを参照。

(9) Furshong.

(10) 過去には大統領令によって認定を受けた事例もある。

(11)
決である。

以上の過程で認定を得ることができなかった場合、その集団は合衆国内の先住民ではないと位置づけられることになる。現在合衆国内にはこのような先住民が 250 集団、約 10 万人存在するといわれる。⁽¹²⁾ その多くは都市の周縁やスラム街で貧困層と化し蔑視され続けており、LST はそのような集団のひとつなのである。

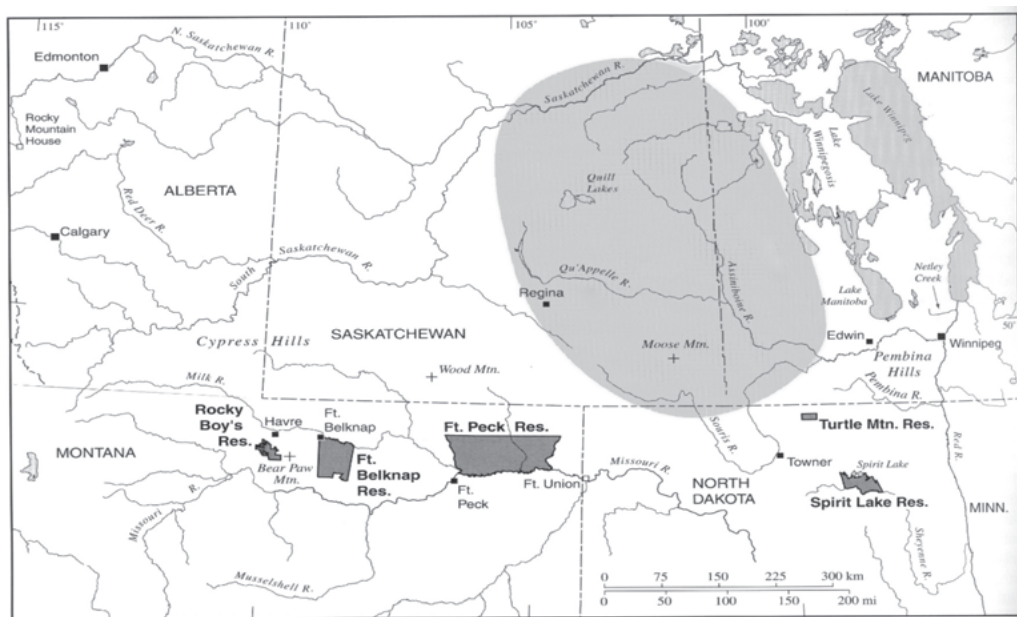


図2 米加ボーダーランズ——先住民チピワの当初の生活・交易圏と TMC 保留地を含む合衆国内チピワ関連保留地
Patricia Albers, “Plains Ojibwa,” in *Handbook of North American Indians Volume 13, Part 1 of 2: Plains*, ed. Raymond J. DeMallie, (Washington: Smithsonian Institution, 2001), 654.

3 「先住民」の保留地放逐

1952 年、LST 成員クロード・アジュー (Claude Azure) は合衆国政府に対し以下のように証言した。「本当に全ての者がひとつの集団に属していた 皆バッファローを狩り、カナダとの国境線など存在していなかったのどこにでも行けた その頃はみながりトル・シェル⁽¹³⁾ (執筆者注:LST を指す) だった」と。LST は 1800 年代初頭以降、五大湖西部、ミズーリ河流域、現在のカナダのサスカチュワン、アルバータ両州、特にペンビーナ (Pembina、現合衆国ノース・

(11) Furshong; Tester; Sara-Larus Tolley, *Quest for Tribal Acknowledgement: California's Honey Lake Maidus* (Norman: University of Oklahoma Press, 2006), 12-13; U.S. Department of the Interior: Indian Affairs, “Frequently Asked Questions,”: <https://www.bia.gov/frequently-asked-questions> (accessed September 1, 2019).

(12) Furshong.

(13) Vrooman, “*The Whole Country Was... 'One Robe'*”, 63.

ダコタ州) を含むレッド・リバー地域からノース・ダコタ州タートル・マウンテン地域、そしてモンタナ州へと広がる広大なボーダーランズにおいてバッファロー狩猟を行なう、先住民集団「ペンビーナ・バンド・オブ・チピワ・インディアンズ (Pembina Band of Chippewa Indians)」(以下ペンビーナ・バンド) の一部を構成していた(図2)。

またペンビーナ・バンドはさらに、ボーダーランズで「ニヒユ・プワ (Nehiyaw Pwat)」と呼ばれる大集団の一部をなしていた。先住民の言語で「クリー(Cree)とアシニボイン(Assiniboine)」を意味するニヒユ・プワは、このふたつの先住民集団にチピワ⁽¹⁴⁾、メイティ (Métis)、ネズ・パース (Nez Percé) を含む、ボーダーランズ先住民連合体のひとつであった⁽¹⁵⁾。

ボーダーランズの先住民集団は個々の名称をもついわゆる「部族 (tribe)」単位より、血縁(家族)あるいは地縁(集落、地域)単位で構成された小集団(バンド)を基幹としていた。それらの小集団はボーダーランズを広域に移動しつつ、他の小集団と狩猟を協働で行い、交易関係を結び、血縁関係を築くことで、「部族」を越え適宜離合集散していた。そこではいわゆる「部族」なるものの成員や境界はしばしば分明ではなく、また一定の集団への成員の帰属意識やアイデンティティも各個人や家族単位で選択され、それもまた不変なものではなかった。このことはペンビーナ・バンド、そしてそこから誕生したタートル・マウンテン・バンド・オブ・チピワとLSTにおいても同様であった⁽¹⁶⁾。

ペンビーナ・バンドは、以上の前提の上においてではあるが、主としてチピワ、メイティによって構成されていた⁽¹⁷⁾。カナダ史上ひろく知られるメイティは、17世紀中葉以降五大湖周辺における白人と先住民との毛皮交易を巡る関係性の中で、フランス人やイギリス人男性とチピワやクリー等の先住民女性との間に生まれた混血者を始祖とする集団である。メイティはチピワ、クリーと共に猟師として、または交易商人として先住民からバッファローの毛皮を購入し、ハドソン湾会社やノースウェスト会社、あるいはアメリカ毛皮会社といった白人の交易会社に売却し多大な利益を得る傍ら、白人社会と先住民の交渉時に仲介を果たす役割も担った。次第にカナダ内で大きなコミュニティを形成していったメイティは、カナダ政府の施策に不満を抱き、有名な二度の蜂起「レッド・リバーの抵抗 (Red River Resistance)」(1869-70) および「ノースウェストの抵抗 (Northwest Resistance)」(1885) を起こし、鎮圧された。その後多くの者がカナダから逃れボーダーランズの合衆国側に流入し、ペンビーナ・バンドにもチピワと関係の

(14) カナダではオジブエ (Ojibwa) と呼称される。

(15) 北米大陸でこれに類似した先住民集団の連合体としてはイロコイ連合 (Iroquois Confederacy) やブラックフット連合 (Blackfoot Confederacy) がある。

(16) Laurence A. French and Magadalen Manzanarez, *North American Border Conflicts: Race, Politics, and Ethics* (Boca Raton, Florida: CRC Press, 2017), 6; Furshong; Brenden W. Rensink, *Native but Foreign: Indigenous Immigrants and Refugees in the North American Borderlands*. (College Station: Texas A&M University Press, 2018), 30; Vrooman, "Cree Assiniboine, Ojibwa, & Michif: The *Nehiyaw Pwat* Confederacy/Iron Alliance in Montana" (paper presented by Montana Historical Society Annual Meeting, Helena, MT, September 19, 2014), 1-2; 拙稿「漂流する先住民、創出される「インディアン」」、61 ページ。

(17) この他クリーも一部含まれていた。

(18)
深いメイティが合流した。

ペンビーナ・バンドは 1863 年のオールド・クロッシング (Old Crossing) 条約で合衆国に土地を「割譲」し (図 1 Cession of 1863 部分)、その代わりに後の TMC 保留地の基盤となる土地 (同 Cession of 1904 部分) の領有権を国内に得て、合衆国先住民集団「タートル・マウンテン・バンド・オブ・チピワ (Turtle Mountain Band of Chippewa)」として「認定」された。この時点の「首長 (chief)」がチピワ出自のリトル・シェルという人物であり、彼を筆頭にチピワ、およびメイティの複数の指導者からなる「集会 (council)」の統括の下に集団が構成されていた。このことはリトル・シェルが連邦政府に対し、メイティは近親者であるから成員とみなすべきであると要求し、オールド・クロッシング条約第 8 条にメイティが「チピワと血縁関係にある混血者男性」として独自の権利を与えられていることから明らかである。⁽¹⁹⁾

しかしこの後、ともに TMC 成員となったチピワとメイティの間に、亀裂が生じ始める。合衆国北部を東西にノーザン・パシフィック鉄道 (Northern Pacific Railway) が建設され、1883 年に太平洋岸まで貫通するのと並行して、移民が TMC 周縁に大挙流入し、1878 年から 85 年にかけて白人の人口は倍増した。このため 82 年、合衆国は TMC の領有地を公有地として大幅に割譲させ、残余部分を「TMC 保留地」とした (図 1 Turtle Mountain Reservation 1882 部分)。さらに 2 年後の 84 年には、その 1/10 に保留地面積を縮小させた (同 Turtle Mountain Reservation 1884 部分)。これによって耕作用地が大幅に割譲された保留地は、飢餓状態に陥ることになった。この時期、カナダから流入し人口を増加させつつあったメイティは、バッファロー狩猟から農耕耕作への経済移行過程にあった。一方 LST の母体となったリトル・シェルが統率するチピワ主体の集団は、保留地をしばしば出て国境を越えカナダまで赴き、また最後のバッファローの群れが生息するモンタナでも狩猟を行っていた。飢餓は、合衆国政策に従い保留地にとどまる途を選んだメイティを中心とする集団にとって、より切実な問題となった。

合衆国の「好意」は、保留地内に定住し農耕を行うメイティに向けられ、リトル・シェルの集団は保留地外を放浪する「イギリス/カナダのインディアン」と認識された。1892 年、合衆国政府は、「カナダ・インディアン」の放逐と正確な成員名簿の作成を「マッカumber (McCumber) 委員会」に指令し、同委員会はリトル・シェル集団が狩猟で保留地不在の間にメイティの指導者たちと交渉し、保留地の成員名簿を作成させた。その名簿からはリトル・シェル集団は除外され、メイティの指導者らは合衆国政府との「マッカumber 合意 (McCumber Agreement)」に調印した。同合意は LST の合衆国政府に対する抗議のため 1904 年まで批准されなかったが、同年マッカumber 合意の修正版「デイビス合意 (Davis Agreement)」が批准され

(18) Dusenberry, 32; Rensink, 29.

(19) Charles J. Kappler, *Treaties*, Vol. II of *Indian Affairs: Laws and Treaties* (Washington: Government Printing Office, 1904), 853-55; Nicholas Vrooman, "Little Shell Tribe of Chippewa Indian of Montana: New Rule Response," Vrooman Papers (in the author's possession), 2.

ことで、LST を除外し新たに定義された成員の下で TMC が「認定」された。⁽²⁰⁾

これに続く 1906 年、合衆国政府は TMC 成員とみなしえない者を以下のように定義した。それは①マッカンバー合意後にカナダから来た者②カナダ・インディアンとして土地証書 (script)⁽²¹⁾ ないしは他の助成を得ている者③マッカンバー合意の時点で公有地化された保留地外の部分に居住していなかった者 (ただしその地に生まれ育ち一時的に不在にしていたことが証明できる者を除く) ④マッカンバー合意時点で公有地化された保留地外部分に居住していたもの、そこから恒久的に退去させられた者である。⁽²²⁾

以上の経緯より、合衆国はボーダーランズの自在な移動を止めその国境内、そして最終的には特定の保留地内に留まる者のみを「アメリカ」先住民と規定しようとしていたことが明らかである。

その後の LST は現在に至るまで、一貫して自分たちがペンビーナ・バンドの一員であることを主張し続けている。⁽²³⁾ しかし保留地名簿から除外された 112 家族 1400 人は、1893 年から漸次最後の狩猟場であるモンタナに移住し、1900 年にリトル・シェルが死去した後も、グレート・フォールズ郊外のヒル 57 に加えオーガスタ (Augusta)、ショトー (Choteau)、ダプイェー (Dupuyer)、ビュート (Butte)、ヘレナ (Helena)、ハーヴ (Havre)、チヌーク (Chinook)、マルタ (Malta)、グラスゴー (Glasgow) といった小都市間を飢餓状態で移動し、周縁スラムで貧民化していった。モンタナの白人と「認定」された他の先住民双方から蔑視されつつ樵、羊飼、洗濯人、家事使用人等を生業として糊口をしのぎつつ生きる LST は、1920 年代まで合衆国政府の公的な認識からは消え去ることになる。⁽²⁴⁾

4 来ることのない日を待ち続ける⁽²⁵⁾

ニヒユ・プワと、その下部集団としてチピワとメイティを主たる構成員とするペンビーナ・バンドは、血縁、地縁を単位とする小集団がボーダーランズを広く移動し、共同狩猟、交易や通婚を通じ結節し、離合集散しながら規模を変容させる「先住民集団」として在った。その成員や境界、帰属意識やアイデンティティもしばしばあいまいであり、変動するものであった。

しかし一般的にこのことは当時の合衆国為政者やボーダーランズの白人住民の理解に及んで

(20) Bryan, 95; Dusenberry, 37. なお以上の経緯については拙稿「漂流する先住民、創出される「インディアン」」に詳述。なお TMC 保留地は 2015 年に新憲法を制定した。同憲法第 3 条の規定に成員はカナダに永続的に定住していない者で、(執筆注：LST 排除後の) 1940 年時点の成員の 1/4 の血統を有する者、とされている。

(21) カナダ政府のメイティに特化した土地関連施策。

(22) Dusenberry, 37

(23) 1977 年の非公式の LST 憲法第 5 条第 2 項でも成員は少なくとも 1/4 のペンビーナ・バンド血統を有すべきことを規定している。Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, *Constitution and By-Laws of the Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana*, September 19, 1977: <http://www.montanalittleshelltribe.org/assets/proposed-amendments-to-constitution-marked-for-sovereignty-and-other-issues.pdf> (accessed November 26, 2019).

(24) Bryan 95-96; Dusenberry 38; Furshong; 拙稿「漂流する先住民、創出される「インディアン」」、59 ページ。

(25) デューゼンベリーの前掲論文のタイトルより。

おらず、その結果白人はしばしば「アメリカ」の先住民や「カナダ」の先住民として各集団を明確に区別しようとした。また合衆国が規定した保留地とその成員、すなわち認定された先住民集団の在り様も、TMC 保留地の事例が示すように本来の先住民集団の実体と完全に一致しているとは言えないものであった。ボーダーランズの先住民にとって「認定」は、適宜規模と成員を変容させ緩やかに結合しながら機能していた有機的社会が、無理解と誤解に基づき恣意的かつ強制的に分断、解体、破壊され、「アメリカ」や「カナダ（ときにイギリス）」のインディアンに分類されていくことを意味した。先住民は国境と保留地／成員の境界によって分断され、ボーダーランズの広域移動を禁じられたため、狩猟を軸とする経済面の自活にも変容を強いられた。先住民はこの結果、国家統治下に服し一カ所に定住し、慣れない農耕経済に移行するか、それを肯んじない場合には国家外へ放逐されるか、LST のように国内で土地、諸権利のないまま放置・無視され、貧民化していくことになったのである。かくして LST は 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけて、合衆国政府と一部成員から TMC 保留地成員であることのみならず、アメリカの先住民であることさえ否定され、モンタナで「土地無しインディアン」と化した⁽²⁶⁾。

その後の LST であるが、1920 年代から成員ジョゼフ・デュゾーム (Joseph Dussome) が、モンタナ州内に保留地を供与すべく合衆国政府に対し運動を開始し、LST を再び合衆国為政者の視野に登場させる。1927 年にデュゾームは、「見捨てられたチピワ・インディアン・バンド (The Abandoned Band of Chippewa Indians)」を、そして 34 年には新たに「モンタナの土地無しインディアン (The Landless Indian of Montana)」を結成し、これが現在の LST の組織としての母体となった⁽²⁷⁾。

同年、合衆国では「インディアン再組織法 (Indian Reorganization Act, IRA)」が制定され、これまでの国内居住先住民に対する強制的な同化策から転じ、先住民自治的政体の設立が図られることになった。この時から 40 年代にかけモンタナの「土地無しインディアン」の流浪と飢餓状況が問題視されるようになり、LST 認定の前提となる保留地供与が合衆国政府によって企図された。しかし、複数回行われたモンタナ州内の保留地用地購入の試みは、予定地近郊の都市からの反対や政府の資金不足、そして最終的には第二次世界大戦の勃発によって頓挫することになった。その後 1957 年に連邦政府はこれまでの方針を廃する「インディアン終結 (Termination)」政策に転じ、LST 認定は叶わないことになった⁽²⁸⁾。

1978 年に合衆国内務省 OFA (インディアン連邦認定局) による先住民集団認定制度が開始されると、LST もこれに申請した。しかし莫大な歴史的証拠書類の提出が必要とされたこの制度における LST の審査は、約 40 年の長期間におよんだ。OFA の判定は、LST はインディアン部族を構成していないというものであった。OFA は、LST 成員の 90% がペンビーナ・バンドの血統を有しているという点で資料 1 の規定⑤成員が歴史的に単一の自治政体を構成してきた

(26) Dusenberry, 27, 32; Ens, 146; Rensink, 30-31.

(27) Drake; Dusenberry, 38; F. O. Getchell to Commissioner of Indian Affairs, 1903, in Dusenberry, 36; Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, 2.

(28) Bryan, 101; Drake; Dusenberry, 38-39; Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, 2-3.

インディアン部族の子孫であるという規定を満たしていると認めた。しかしその一方で、規定①のLSTが20世紀以降にアメリカ・インディアン集団としての実体を継続してきたか否かという点については、1900年から35年間の証明ができなかった。同様に規定②の一定期間他集団から明確に区別されたコミュニティとして存在してきたか、あるいは③の歴史的に成員に対し主権体としての政治的権限を行使してきたかという点についても、上記期間の証拠が不十分とした。LSTはこれに対し、OFAの判断に関わらず自分たちはこれまで現実に存在してきたのであり、そもそも規定②③の内容が重複していることとも併せて、先住民集団の実体が継続しているか否かの判断を外部から主観的に判断することを批判した。しかし2013年に認定申請は却下され、これによって行政措置によるLST認定の達成の道はほぼ閉ざされることになった。⁽²⁹⁾

LSTは現在、モンタナ州の都市居住インディアン救済プログラムの一環として州内各都市におかれている、ネイティブ・アメリカン・センターにおけるヘルス・プログラムや職業訓練プログラムを受給している。モンタナ州では「リトル・シェル（・トライブ）はわが州（執筆者注：モンタナ）の歴史的遺産として重要な存在である」（デインズ合衆国上院議員報道官ジュリア・ドイル [Julia Doyle]）とし、「歴史的不正を正す」（テスター合衆国上院議員）べきであるとする声が上がっている。このため21世紀以降、連邦議会制定法に拠る認定も目指され、2007年以降テスター議員はLSTの要請をうけ、その認定法案「リトル・シェル・トライブ・オブ・チピワ・インディアン地位回復法（Little Shell Tribe of Chippewa Indians Restoration Act）」を上院に提出し続けている。同法は18年までついに議会審議には至らなかったものの、19年について「はじめに」で述べた法案の通過につながるようになったのである。⁽³⁰⁾

5 おわりに

1900年、当時のLST指導者の一人でリトル・シェルの代理人弁護士でもあったジャン・バティスト・ボタノー（Jean Bottineau）は、合衆国に対し「誰が集団成員であるのかを判断する権限は首長と彼が統括する集会構成員にあり、（合衆国）政府の官吏と彼が招集する小委員会なるものに付与されているのではない」と明言した。⁽³¹⁾

しかし本稿でみてきたように、合衆国は国境で「アメリカ・インディアン」と「カナダ（イギリス）・インディアン」を峻別し、国内では個別の集団の成員規定に干渉し、これらから排除された者を国内の先住民ではないとみなした。かような先住民集団に対する「ボーダー」の強要は、一方で先住民を国内に包摂し統治・管理下に置くことを可能にしたものの、一部の先住民を帰属する社会から放逐し、あまつさえ先住民とさえみなされない存在として放置・無視し、窮状に陥れる事態をもたらしたのである。LST前議長のデブラ・スワンソン（Debra

(29) Drake; Furshong; Little Shell Tribe of Chippewa Indians of Montana, 3-4; Vrooman, “New Rule Response,” 2.

(30) Bryan, 99; Drake; Furshong.

(31) Vrooman, “New Rule Response,” 2.

Swanson) は、LST 成員であることについてこう語る。「インディアンでいることは大変です。しかし連邦に認定されていない集団の成員であることは、もっと大変なことなの⁽³²⁾です」と。

「国境」「境界」を巡る先住民の「ボーダー」の歴史的考察から見いだせることは、こと西欧近代国家の対先住民施策という観点から見た場合、先住民社会の実相についての無知、誤解、あるいは無関心、ないしは人種的偏見や利害から創出された国境や集団境界の強要が、「ボーダーランズ」において有機的に機能していた社会を破壊し、その貧民化、先住民間の差別を生んだという事実である。LST の認定法案の帰趨がどうなるかについては不明ではあるものの、われわれはかようなボーダーの歴史学の再考によって、先住民の悲惨な現況の問題解決に向けての提案や手法を今後見出していく契機とすることができよう。

資料 1. 連邦認定手続 (Federal Acknowledgement Process, FAP; 1978 制定, 1994 改訂)

- ① 1900 年以降現在に至るまで、アメリカ・インディアン集団としての実体を継続的に保持していること
- ② 1900 年以降現在に至るまで、他とは明確に区別されたコミュニティとして持続的に存在していること
- ③ 1900 年以降現在に至るまで、成員に自治体としての統治権を行使していること
- ④ 成員規定を含む現行の統治を証明する文書を提出するか、そのことを陳述すること。
- ⑤ 歴史上存在が証明されているインディアン集団か、あるいは単一の自治体として合同し機能してきたことが歴史的に証明されている複数のインディアン集団の子孫によって成員が構成されていること
- ⑥ 基本的には他の認定された北米インディアン集団の成員によって構成されていないこと
- ⑦ 当該集団およびその成員が連邦法によって認定が取り消され、あるいは関係が否定されていないこと

25 CFR Part 83.

(32) Bryan, 99-100.